

第3期燕市子ども・子育て支援事業計画及び燕市子ども計画について

○市町村子ども計画の策定について

- ・令和5年4月に施行された「こども基本法」10条において、国の定める「こども大綱」および、都道府県の定める「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を策定するよう努めるものとしています。
- ・国は「子ども・子育て支援法」に基づく市町村の「子ども・子育て支援事業計画」と「市町村こども計画」を一体のものとして作成可能としています。
- ・燕市では、令和6年度で終期をむかえる「燕市子ども・子育て支援事業計画」と「市町村こども計画」を一体で策定することとしました。

○こども大綱について

- ・令和5年12月22日に国の定める「こども大綱」（資料1-2に概要を添付）が閣議決定されました。
- ・新潟県も「こども大綱」を勘案しつつ、「都道府県こども計画」の策定をすすめています。

○策定のスケジュールについて

- ・国では令和5年11月から「自治体こども計画策定ガイドライン」検討のための有識者会議を進めています。
- ・令和6年3月に「自治体こども計画策定ガイドライン」が示される予定となっています。
- ・令和6年度前半にニーズ調査を実施します。
- ・令和6年9月頃から「燕市こども計画（素案）」についてご協議いただきます。
- ・令和6年12月燕市議会で「燕市こども計画（素案）」についての意見徴収を行います。
- ・令和7年1月頃パブリックコメントの実施します。
- ・令和7年2月頃、「燕市こども計画（案）」について最終確認いただきます。
- ・令和7年3月燕市議会に報告し、策定を完了します。